

平成23年山形村議会第2回定例会

議事日程（第1号）

平成23年6月8日（水曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

村長招集あいさつ

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成23年6月8日

(10日間)

至 平成23年6月17日

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 請願、陳情の委員会付託

日程第 6 報告第 1号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 7 同意第 1号

日程第 8 議案第29号

日程第 9 議案第30号

日程第10 議案第31号

日程第11 議案第32号

日程第12 議案第33号

日程第13 議案第34号

日程第14 議案第35号

日程第15 議案の委員会付託

出席議員（12名）

1番 大池 俊子 君

2番 三澤 一男 君

3番 小林 武司 君
6番 宮澤 敏 君
8番 柴橋 潔 君
10番 上条 浩堂 君
12番 大月 民夫 君

5番 上條 光明 君
7番 竹野 園麿 君
9番 中村 弘 君
11番 竹野 入恒夫 君
13番 神通 川清一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 清 沢 實 視 君

副 村 長 百 瀬 泰 久 君

総務課長 笹 野 初 雄 君

住民税務課長 青 沼 永 二 君

保育園長 山 口 隆 也 君

保健福祉課長 小 野 勝 憲 君

農林建設課長 中 村 俊 春 君

教育次長 根 橋 範 男 君

総務課
考査役 住 吉 誠 君

事務局職員出席者

事務局長 小 口 正 君

書 記 藤 沢 ゆ き み 君

◎開会の宣告

○議長（神通川清一君） おはようございます。

これより、平成23年第2回山形村議会定例会を開催します。

（午前 9時00分）

◎村長招集あいさつ

○議長（神通川清一君） 村長より招集のあいさつをお願いします。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 皆さん、おはようございます。山形村の村花に指定されておりますサツキの花がいよいよ咲き始めました。このところ梅雨の中休みでしょうか、よい天気が続きまして初夏の陽気となっております。

先月末には、台風2号の影響もありまして、本村では3日間で121ミリという降雨量が観測されました。村内におきましては、ナガイモの畝の陥没や、田んぼへの土砂流入被害が一部ありましたが、幸いにして大きな被害もなく、胸をなで下ろしたところでございます。

さて、本日、平成23年第2回議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私ともご多用の中、お差し繰りいただきまして、全員ご出席のもと開会することができました。ここに厚く御礼を申し上げます。

今定例会に私どもが上程いたします案件でございますが、報告1件、人事案件に伴う同意1件、それから条例の制定2件、条例の一部改正を3件、一般会計補正予算など2件の合計9件につきましてご審議いただくこととなっております。

今定例会は、本日6月8日より11日までの10日間の予定となっております。梅雨の時期でもあり、体調管理には十分ご留意され、ご精励賜りますようお願い申し上げます。招集のごあいさつといたします。よろしく願いいたします。

◎開議宣告

○議長（神通川清一君） それでは、全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

出席要求者から欠席届けが提出されております。本庄教育長は出張のため欠席でございます。

◎議事日程の報告

○議長（神通川清一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（神通川清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、9番・中村弘議員、10番・上条浩堂議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（神通川清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る5月31日開催の議会運営委員会において本定例会の会期を本日から6月17日までの10日間にすべきものと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から6月17日までの10日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（神通川清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の活動状況の報告につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

例月出納検査結果以下の報告につきましては、議会事務局から報告させます。

藤沢書記。

(事務局書記朗読)

◎行政報告

○議長（神通川清一君） 日程第4、行政報告を行います。

村長より報告願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長（清沢實視君） それでは、行政報告2件につきまして申し上げたいと思います。

まず最初に、B & G海洋センター中部ブロック連絡協議会総会への出席のご報告を申し上げます。

去る5月16日、三重県志摩市の阿児アリーナベイホールにおきまして、B & G海洋センター中部ブロック連絡協議会の総会が開催されまして、本庄教育長とともに私も出席させていただきました。

この連絡協議会は、各海洋センターの連絡強化と活動の活性化を図るため、情報を共有するとともに、各海洋センターの問題点や要望等を探り運営に反映させることを目的に定期的に開催されておるものでございます。

この総会の席上、本村山形村は、海洋センターが平成22年度の利用率が高かったことから受賞することができました。表彰されたわけでございます。全国300カ所あるプール施設でベストテンに、また、中部ブロック、これは岐阜県、それから愛知県、三重県、静岡県、山梨県、そして長野県の6県でございまして、この6県に54施設がございまして、その施設の中でベストスリーということでランクインされまして、B & G財団より表彰状を受け取らせていただきました。これは教育委員会に今、保管されております。

ご存じかと思いますが、B & G海洋センターは、B & G（ブルーシー・アンド・グリーンランド）財団がボートレースの収益金から支援によって、昭和51年より全国にプールを中心に体育施設等建設を始めました。当時、全国より2,200もの自治体から応募があり、その中から厳正な審査要綱に基づいて480カ所が選ばれたそうでありまして、本村の信濃山形海洋センターは、審査に通りまして昭和63年6月に完成を見ております。その後、平成3年にはB & G財団より無償で譲渡されております。

中信地方では大町市に次ぎまして本村のプール施設が完成し、当時は近隣町村より注目の的であったというようにお聞きしております。オープン以来、既に23年たっておりますが、今後も水泳を通して地域の健康づくりの拠点として多くの村民の皆様にご利用いただきたいと思っております。

次に、行政報告の2番目でございますが、平成23年度県営松本空港地元利用促進協議会総会の報告を申し上げます。

去る5月30日、松本市内のホテル・ブエナビスタにおきまして、松本空港地元利用促進協議会総会が開かれ、出席をいたしました。会議では、昨年度の利用状況が報告され、福岡便の利用率が40%台と低迷していることが発表されまして、これに対応するために、福岡周辺から誘客を図る「九州戦略」と銘打ちまして展開する計画を決めました。

当日は、フジドリームエアラインズの内山拓郎副社長も来賓として同席されたわけでございますが、「JALからFDAに引き継がれちょうど1年になるが、目標の利用率65%に届くよう一層の利用促進を図りたいとともに、地元の皆さんに利用をお願いしたい」というごあいさつがありました。

また、今月の6月2日より、国土交通省の規制がかなり緩和されまして、パイロットが着陸の可否を判断する基準を、高度を現行の約300メートルから最低125メートルまで引き下げられ、悪天候でも着陸可能な例が増えて欠航便が少なくなり、就航率、実際に運行できた便の割合を就航率というそうでございますが、これも上ることが確実に予想されるという見通しを示されたわけでございます。

なお、着陸可能を判断する松本空港の地上視界の基準も、現行が1,400メートルとなっているそうでございますが、最低1,000メートルの視界があれば着陸できるという地上視界の基準も改正されたことが明らかにされました。

当協議会は、本年度はさらに誘客活動の強化を推進し、福岡キャラバンを開催したり、冬季間の搭乗者への助成も継続することを決定したわけでございます。

当協議会の菅谷会長は、「空港の施設整備や路線新設に向け努力したいので、FDAや県のご支援、ご協力をお願いし、利用促進を図りたい」というごあいさつをされたわけでございます。この会議は、平成22年度の事業報告と収支決算と平成23年度の事業計画並びに収支予算案が協議されましたが、すべて原案どおり可決、承認されました。一番最後に、役員改選がございまして、役員は全員が留任、承認されました。

以上、2件につきましてご報告を申し上げます。

なお、工事の発注状況につきましては、お手元の配付資料をご覧ください報告にかえさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（神通川清一君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

6月7日までに議会に提出されました請願・陳情は、23請願第1号、23請願第2号、23陳情第3号の3件でございます。書記をして件名の朗読をいたします。

藤沢書記。

（事務局書記朗読）

○議長（神通川清一君） ここで、本請願の紹介議員より内容説明を求めます。

最初に、23請願第1号について内容説明を求めます。

大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する請願ということで説明をしたいと思います。

「義務教育費国庫負担制度」は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的・地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものです。

国は、平成21年11月に、行政刷新会議において「義務教育費国庫負担制度」を事業仕分けの対象として論議しました。その中で、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金として出しています。義務教育における国と地方の役割については十分論議がされないまま、地方分権推進の名のもとにこのような検討が現実のものとなると、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されています。

また、「義務教育費国庫負担制度」が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至であります。よって、国において21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、「義務教育費国庫負担制度」を堅持するよう強く求めます。

これは毎年出されていますが、なかなか国の方も予算をだんだん削ってきていますので、ぜひとも堅持されるよう、よろしくお願いします。

○議長（神通川清一君） 次に、23請願第2号について内容説明を求めます。

竹野入恒夫議員、説明願います。

竹野入恒夫議員。

（11番 竹野入恒夫君 登壇）

○11番（竹野入恒夫君） 郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書について説明いたします。

請願の要旨。山形村議会が国会及び政府に対し、「郵政改革法案の早期成立を求める意見書」を提出することを採択していただくようお願いいたします。

請願理由。平成19年10月に郵政民営化法に基づき、郵便・郵便貯金・簡易保険のいわゆる郵政三事業は、株式会社である日本郵政株式会社の下に、それぞれ事業を継続した3つの株式会社が、窓口業務を郵便局会社に委託する形で民営化・分社化されました。

当時、政府は、郵政民営化について、市場における経営の自由度の拡大を通じて、良質で多様なサービスを安い料金で提供することが可能になり、国民の利便性を最大限に向上させるとしており、国民もそれに期待し、支持した経過があります。

しかしながら、現状においては、郵便局会社、郵便事業会社が別組織になったことにより、配達を行う郵便事業会社の社員が貯金や保険を扱うことができなくなるなどサービスの低下が指摘されています。こうしたことは、特に公共機関の利便性が悪い地方の高齢者にとっては深刻な問題であります。郵政三事業のサービスを一体化するなど経営形態の見直しが求められております。

また、経営面では郵便事業は、民営化後、日通のペリカン便と統合の失敗もあり、昨年度は100億円を超える経営赤字、本年度も経費を相当切り詰めても900億円以上の赤字が出る見込みであります。

郵便局経営を支えてきた郵便貯金の残高も、最盛期260兆円が民営化以降大きく落ち込み170兆円を切る状態となり、また、簡易保険については、お客様との契約が最盛期9,000万件あった契約が、現状は半減し4,500万件を切る見込みとなっております。

このまま推移すると近い将来、郵便局も簡易保険も赤字経営に陥る可能性が高く、郵政民営化は失敗に終わるだけでなく、以前は三事業一体・独立採算制で黒字経営し

てきた郵便局に税金を投入して維持しなくてはならない事態にもなりかねません。

よって、これ以上、同法案の成立を先送りすることは地方の郵便局を維持していく上で得策ではなく、郵便局をめぐる地域の実情も踏まえ、利用者にとってよいサービスが提供されるよう、今期通常国会において郵政改革法案を十分審査し、速やかに成立することを強く要望いたします。よろしくお願いいたします。

- 議長（神通川清一君） 本日提案いたしました請願・陳情は、会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配付の請願・陳情付託表のとおり所管の常任委員会に付託し審査願うことにいたします。
-

◎報告第1号

- 議長（神通川清一君） 日程第6、報告第1号「平成22年度山形村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

村長より報告を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

- 村長（清沢實視君） それでは、報告第1号「平成22年度山形村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」ご説明申し上げます。

平成22年度一般会計の繰越明許費に係る歳出予算の経費を、平成23年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、これを議会に報告するものでございます。

この繰越計算書は、去る3月31日に専決処分を行い、4月27日の議会臨時会に報告し、承認をいただきました。「平成22年度山形村一般会計補正予算（第6号）」の繰越明許費に係るものであります。

平成23年に繰り越した事業は、4件の8,659万6,000円であり、その財源として国庫支出金5,558万2,000円と一般財源3,101万2,000円となっております。よろしくお願いいたします。

- 議長（神通川清一君） 村長の内容説明が終了しました。

それでは、報告第1号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

以上で報告第1号は終了いたします。

◎同意第1号

○議長（神通川清一君） 日程第7、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」で
ございます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産の価格に対する不服を審査決定するために市町村に設置するものとして地方税法に定められて、村税条例によりまして3人の委員で組織をしております。

この審査委員会の委員であります青柳泰治さんにつきましては、本年8月21日をもって3年間の任期満了となりますが、引き続き青柳泰治さんを選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

固定資産の評価という適正と均衡の確保が求められる問題に関する不服の処理は、村の固定資産の実態を熟知し中立公正で慎重に審査を行うことが重要であり、青柳泰治さんに委ねることが適切と考え、再任したいと思います。ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（神通川清一君） 以上で村長の提案説明が終わりました。

ここで、議案審査についてお諮りします。議会運営委員会において同意第1号については、委員会付託を省略し議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認めます。よって、ただいま議題とした同意第1号につきましては、委員会付託を省略して議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで休憩します。

(午前 9時27分)

○議長（神通川清一君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前 9時37分)

○議長（神通川清一君） それでは、先ほど議題としました同意第1号の議案についてお諮りします。

本案件は人事案件であり、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め採決します。

日程第7、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意されました。

◎議案第29号

○議長（神通川清一君） 日程第8、議案第29号「山形村図書館条例の制定について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長（清沢實視君） それでは、議案第29号「山形村図書館条例の制定について」ご説明申し上げます。

現在、図書室の拡充整備工事を実施しておりますが、52平方メートルほど図書室の面積が拡大することとなります。また、面積拡大によりまして書架も増えることから、蔵書数も6,000冊ほど増やすことが可能となります。

このように施設の充実が図られることや、既に専門的職員も確保されていること、また、今後の適切な図書にかかわるサービスの向上を図っていくこと等の観点から、現在の公民館図書室を公立の図書館にしようとするものでございます。

地方自治法及び図書館法の規定では、公の施設である図書館の設置及び管理等については、条例で定めることとなっておりますので、公立図書館の設置及び管理に関する事項並びに図書館協議会に関する事項について、山形村図書館条例を制定しようとするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があれば、これを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） それでは、議案第29号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第30号

○議長（神通川清一君） 日程第9、議案第30号「山形村B&G海洋センター施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、議案第30号「山形村B&G海洋センター施設の設置及び管理に関する条例の制定について」をご説明申し上げます。

昭和63年山形村条例第7号の例規番号を持つB&G財団信濃山形海洋センター管理に関する条例がありますが、今回その全部を改正するものであります。改正等の方法は、既存の条例を廃止し新たな条例を制定する方法や一部改正による方法もありますが、昭和63年からB&G海洋センター設置管理条例があったことを経過として残したいことや、改正部分が広範囲にわたり一部改正の方法では改正が複雑となりわかりにくくなることから、全部改正の方法により条例を制定しようとするものでございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があれば、これを許します。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） それでは、議案第30号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 今、廃止して新しくつくるという方法でなくて、経過をわからせるためにこういった全部改正をするという説明でしたが、詳細説明はないようですが、いずれ細部については委員会で審議されますので細部については聞きませんが、担当の委員会でないと思うので聞きますけれども。一口に言って、全体としてどこがどういうふうに行くとぐあいが悪く変えるのだというあたりをお聞きしたいと思いません。

○議長（神通川清一君） 根橋教育次長。

○教育次長（根橋範男君） まず、条例の題名が変わります。それから今までは既存の条例ですけれども、こちらの方が管理運営に関する権限すべてを、設置についてもなので、教育委員会がという形で、教育委員会の権限に属する事項のような形で条例が制定をされておりました。ところが、海洋センターの設置目的等を見ますと、住民福祉の向上というものが主眼にあるものですから、公の施設の設置の権限は長にしかございませんので、こちらの「教育委員会が」といった言葉を「村長が」ということで置きかえております。あとは管理、運用の中身で細かい点が取り扱い手続等で変わっておりますので、そちらを改正の内容としております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

○7番（竹野園麿君） 結構です。

○議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第31号

○議長（神通川清一君） 日程第10、議案第31号「特別職の職員で非常勤の者の報

酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) 議案第31号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

先ほど提案説明を申し上げました、山形村図書館条例に図書館協議会の設置を定めております。この協議会は、教育委員会の附属機関であり、附属機関の委員は地方自治法の規定によりまして非常勤職員となります。図書館協議会の委員は、非常勤の特別職となることから、報酬を支払うこととなりますので、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の別表に「図書館協議会委員」を加えるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(神通川清一君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があれば、これを許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) それでは、議案第31号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(神通川清一君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第32号

○議長(神通川清一君) 日程第11、議案第32号「山形村税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、議案第32号の「山形村税条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げたいと思います。

東日本大震災に係る雑損控除額の特例及び同震災に係る住宅借入金等特別税額の控除の適用期間の特例を附則に掲げるものでございます。

これは、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、村税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失について、その損失額を平成22年度分の総所得金額等から雑損控除として控除できることや、また、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により住居できなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について引き続き税額控除の適用とするものなど、このたびの震災被災者を対象にした特例措置の内容でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があれば、これを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） それでは、議案第32号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第33号

○議長（神通川清一君） 日程第12、議案第33号「農業者トレーニング施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 議案第33号「農業者トレーニング施設条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

図書室の拡充工事によりまして、「やすらぎの部屋」が図書室の一部となるため、使用料を徴収する部屋ではなくなります。このため、農業者トレーニング施設条例別表1に定める「使用料を徴する部屋」から「やすらぎの部屋」を削るため、条例の一部

を改正しようとするものでございます。よろしくご審議のほど、お願いします。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があれば、これを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） それでは、議案第33号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第34号

○議長（神通川清一君） 日程第13、議案第34号「平成23年度山形村一般会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、議案第34号「平成23年度山形村一般会計補正予算（第1号）」についてご説明を申し上げます。

一般会計の補正予算（第1号）は、歳入歳出に412万円を追加し、補正後の予算規模は36億5,612万円としたいと思っております。

歳入予算では、使用料のミラフード館使用料に98万4,000円、財産収入の土地建物貸付収入に124万2,000円、前年度繰越金に456万6,000円を追加するとともに、県支出金の県議会議員選挙委託金から257万4,000円を減額するなどいたしました。

歳出予算では、一般職の職員の人事異動に伴いまして、人件費の組み替えや、特別職の職員及び議員の給与費の補正を行うとともに、総務費は一般管理費の東日本大震災被災地の応援の補助金として70万円を計上したほか、衛生費は環境衛生費の空間放射線量の測定機器購入に55万7,000円、それから農林水産業費は、林業振興費の木育推進事業の委託料に38万4,000円をそれぞれ計上いたしました。

また、消防費は、消防施設費の防火水槽の撤去工事に86万円を、教育費は、ミラフード館の障害者等の駐車場整備工事のために365万円の関係経費などを計上いたしま

した。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があれば、これを許します。

笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） それでは、村長の答弁とダブるところがございますけれども、よろしく願いいたします。

予算書 8 ページの方からご説明を申し上げますので、お願いします。

歳入の関係であります。使用料の教育使用料であります。ミラフード館の使用料ということで食堂の使用料であります。当初の予算では額が確定をしなかったために、今回補正をするものであります。

一番下、県支出金の総務費委託金、県議会議員選挙が行われなかったための減ということになっております。

1 枚めぐりまして 9 ページ、一番上の財産収入で貸付収入、これは自動販売機の設置の賃借料で今回上げてあります。それに伴いまして、一番下の諸収入の雑入で 2 の総務費と 10 の教育費収入金の中でそれぞれ収入金がありますけれども、当初、自動販売機手数料としてここへ盛ってありましたけれども、貸付収入に振り替えてありますので、お願いをいたします。

歳出に移ります。ページは飛びまして 13 ページをお願いいたします。

一番上の 19 負担金補助及び交付金の中で、020 補助金、東日本大震災被災地地域応援ということで、社協が主催で行っております復興支援ボランティアバスパックへの補助をするものであります。補助先は、社会福祉協議会であります。

次のページ、飛びまして 16 ページ、一番下ですが、これも歳入の方でもご説明いたしました。県議会議員の選挙が行われなかったために減額をするものであります。

ページは飛びますけれども、22 ページになります。衛生費の環境衛生費、先ほどもご説明いたしましたが、空間放射線量の測定器の購入で追加をお願いをしております。

次のページの 24 ページ、農業水産業費の中で 3 の農業振興費、一番上でありますけれども、補助金ということで有害鳥獣駆除の対策、昨年と同時期、同額を追加をしております。

その下の農林水産業費の2の林業振興費、木育推進事業委託料ということで、小学生による県産材のテーブル、あるいはベンチ等の製作費の材木の加工料及び組み立ての指導ということで、委託料ということで追加をしております。

ページ大分飛びまして28ページであります。10教育費、目の10ミラフード館費の中で工事請負費、ミラフード館前の駐車場整備ということで365万円追加をお願いしております。

その一番下、体育施設修繕費ということで、トレセン体育館の屋根が破損しておりますので、その修繕費ということで今回追加をお願いしております。

以下30ページ以降、給与費明細書でありますので、ご覧をいただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第34号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） ちょっとまた委員会のときに聞けるかと思いますが、ちょっと確認したいのです。さっき13ページのところで70万円東日本大震災の応援というようなことで盛ってあるのです。今の説明だと社協への活動費というご説明だったのですが、今回、村への割り当てはたしか400万円だったような気がするのですが、あのお金というのは今回の補正ではどこも出てこないということでしょうか。言っている質問がずれていますか、済みません。

○議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） 400万円というものはどういうものでしょうか。今回のこれは、バスパックの関係で村も共催なものですから、運賃といいますか、バス代を補助したいということで。先ほど上條議員さん、金額的なもののあれはわかりませんが。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員。

○5番（上條光明君） 本会議ですのであまり細かいことは。村への今回の東日本の関係で割り当て、5,000人から1万人のところへは幾らという割り当てだと思うのですが、そういうのが来たと思うのですけれども、まだ支払っていないということですか。簡単でいいです。済みません。委員会でもいい。この70万円がその金だと思っ

ていたもので。

○議長（神通川清一君） 住吉考査役。

○総務課考査役（住吉 誠君） 実は3月の中旬ごろ、それぞれの市町村に対して人口割で義援金を出してくださいということでありまして、山形村の場合100万円を出してあります。それは予備費の方から充用させてもらいまして、3月30日の日に支出をさせていただいております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 上條議員。

○5番（上條光明君） わかりました。済みません、支払ってあるということですね。済みません。

○議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） 議席番10番、上条です。28ページをお願いいたします。教育費の中の目の10ミラフード館についてです。15番、工事請負費、障害者用の駐車場整備、これは自分も前に提案して大変ありがたいと思うわけですが、村の食堂と申しますか、水車さんがあそこに入居をなさったときにもこの問題があつて、当初の景観を重視する。あれは最近お考えが少し変わってきたのですか。水車さんのルーパーというか、タイルの上に大々的にルーパー、またあの駐車場、こういうことで北海道のなんやらいう再三村が説明していた、そのお考え、最近変わられたのかどうか確認したいと思います。お願いします。

○議長（神通川清一君） 根橋教育次長。

○教育次長（根橋範男君） あそこの建設コンセプトが、「ここは小さな北海道」ということでミラフード館をそれをコンセプトに建築をしました。今でもできるだけ農村空間に合ったような景観の保持というのは、その当時と大きくは変わっておりません。できるだけコンセプトに沿ったような形で空間形成をしていきたいというふうに考えております。

今回、補正予算の方で追加をお願いしております箇所は、現在の花時計があるのですけれども、あの場所を、花時計が今、壊れてここ1年数カ月たっている。それと議会の方にもご相談申し上げてきたようですけれども、花時計を修理するのに400万円くらいかかってしまう。当然ランニングコストもかかるのですけれども、費用対効果も含めて、現在の花時計の場所へ利便性と、それからラベンダーの方とポプラと他の植

裁と均衡をとる上では、あの場所へ駐車場を整備して、障害者、高齢者に優しいまちづくりといった考え方に沿ったような形であそこへ駐車場を整備していきたい。あそこへ駐車場を整備することによって、ラベンダーの方を拡大をして整備ということではなくて、花時計の中でおさめて、できるだけ景観を損なわないような状態で実施をしていきたいというふうに考えております。

したがいまして、上条議員さんご質問の景観に当初の考え方が変わってきたのかということのご質問ですけれども、当初の考え方と変わってはございません。

以上です。

○議長（神通川清一君） 上条議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 8ページのミラフード館使用料の明細を教えてください。

○議長（神通川清一君） 根橋教育次長。

○教育次長（根橋範男君） この積算内訳ですけれども、月額、3月の条例改正で議決をいただきました月額8万2,000円の12月分になります。

○議長（神通川清一君） 竹野入議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 22ページの環境衛生費の中の備品購入費、いわゆる空間放射線量測定器購入費55万7,000円ということですが、ちょっとお聞きしたいと思います。これは何台ですか。1台なのか。それとよくテレビできのうあたり見ていると、放射線が心配される地域、これは民間人も使っているようなことがテレビで流れています。そういうものと比べて性能みたいなものがどうなのかというあたり、それと使い方、使い方はどういうふうに考えて購入するのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） 購入台数は1台でございます。4月の全協のときにも若干お話し申し上げたかと思っておりますけれども、村民の皆さんの中に村の放射線の量かどのくらいあるのかという不安視をされる方が多いというようなことの中で、村独自で購入したいということで決めたわけでございますが、あの時点で機器がすぐ間に合うものかなと思っておりましたが、すぐ間に合えば予備費の方からと思っておりまし

たが、全国から、特に被災地周辺からの自治体、あるいは企業からの注文が多いということで、きのうの信毎にも出ていましたが、県でも3台購入するというので、3月末に注文したのがやっと6月でないというふうなようでございます。村ではたしか4月下旬に一応仮発注というか、お願いしてございますが、どう見ても早くても7月以降に入ってしまうかなというふうに思っております。

一応線量計というか、放射線測定器もいろいろございますけれども、今回、村で購入を予定しておりますのは、一応線量値の測定ということで、一般的には、中には人体の表面を測定する用途の機器もありますけれども、それとは違いまして、低地に置きまして線量率をはかるという機器でございます。

測定方法といたしましては、地表面、新聞でもいろいろ出ています、高さの問題も出ておりますけれども、一応地表面から1メートル、あるいは1.5メートルくらいの高さで測定をしてまいりたいというふうに思っております。

現に松本市あたりでは同じ機器でやって測定をしております、今、公表しておりますわけでございますが、一応松本市さんと同様の機器を購入をする予定で進めております。ある程度専門性が必要というようなご意見も聞いておりますけれども、購入が決まりましたら、農林建設課職員だけではとても対応できません。毎日測定することになりますと、全職員の皆さんのご協力いただいて当番制ではかかっていくというようなこともこれからは考えられるわけでございますが、いずれにしても機器が入りましたら勉強会等も開きましてやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

竹野議員。

○7番（竹野園麿君） 大体テレビの報道など見ていると、福島原発のあの事故がなかった場合、普通でも放射線というのはある。大体よく見ていると、それでも自然の状態でもあるのは、地域によっては若干のばらつきはあるけれども、大体見ていると0.05ミリシーベルト、ベクレルか、よく単位のこと、0.0幾つなの。だから見ていると、例えば0.4だとか0.5だというと大体通常よりも10倍ぐらい高い。ということは、それは福島原発の放射能の影響を受けた地域なのだ。それはすぐ人体に悪い影響を及ぼすかどうかは別にして、向こうから飛んできているということがわかるのだけれども。この辺はあまりほとんど、長野県は特に、この辺のところから南の方は全くそういった報道を見たことないのだけれども、今、言ったように使い方として毎日をはかるとしたら、通常と同じレベル、事故がなかったときの平常の数字

が出ていたとしたら、それでもずっとはかり続けるのですか。多分あまりそういったあれは心配もないし、必要もない。

そうすると、こんな高い機械、村にとって30何億円の予算からしたら大したことないと言うかもしれないけれども、一般村民から見ると結構高価なもので、今、聞けば県でもって3台買う。それもどうやって使うということが私はわかっていないのだけれども、そういったものを利用するということでは間に合わなかったのかどうかというあたり、どんなふうに考えますか。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） 村で決めた後、県では全市町村、県でやっていきたいような報道がされておりますが、村としてはいち早くこういった状態が起きたものですから、村独自でというふうに思って既にそういった方向で出てきております。

信毎の記事で見ますと、たしか3月10何日ですか、ここら辺ははかっていたのですが、長野でかなり放射線の量が上った。多分それは原発の事故の影響ではないかなと推測されます。長野県内には原発の発電所はないわけですが、今回、浜岡は停止になったわけですが、周辺を見ますと北陸周辺にもございますし、いつ何が起こるかということもわかりませんので、村独自でもっていれば、何があったときでもすぐ測定もできるということで、将来にわたっての、たしかに少々高額な機器で、精度も非常に高い機械かと思っております。村独自で持っていれば、ふだん、福島原発の終息がまだまだ先が見えないということもございます。ですからいずれにしても福島原発が終息するまでは、やはり村独自ではかかっていかなければいけないかなと思っておりますし、その後の状況につきましては、村で持っていて必要に応じて定期的にはかかっていくということで、将来にわたってもそういった安心・安全の面では必要ではないかなというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 今の関連なのですが、設置場所はどこを考えているのか、地上どのくらいのところを考えているのか、その辺は。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） ちょっと業者さんからどういう場所がいいということまで聞いておりませんが、毎日をはかるということになりますと、やはり場所にもより

ますが、南の駐車場、そのところがいいのか、それともトレーニングセンターの2階の上っていった北のところちょっと高いところがあります。毎日かかるということになりますと、やはり職員の作業体系というか、どうしてもある程度時間をとられてしまいますので、そんなに高い場所だとか、そういうところはできないかなというふうに思っております。

それと松本市さんは、午前9時と3時、2回毎日にかけているようなのですけれども、そういったことで職員はこれだけいろいろな業務をやっている中でやっていかなければいけないということもございますので、そこら辺の測定場所等につきましては、また納入された時点で業者さん等の指導に従ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（神通川清一君） 竹野入議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第35号

○議長（神通川清一君） 日程第14、議案第35号「平成23年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、議案第35号「平成23年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明を申し上げます。

歳出におきまして、前期高齢者納付金に不足が見込まれますので、6万6,000円の増額を、また、諸支出金で平成22年度の出産育児一時金の実績により国庫負担金で4万円の償還が発生するため、合計で10万6,000円の増額補正を計上いたしました。

歳入では、県支出金の普通調整交付金1,000円及び、繰越金の療養給付費等繰越金で4万円を財源とし、歳入で不足いたします6万5,000円は、歳出の予備費を減額いたしました。

合計全体では4万1,000円の増額を行いまして、補正後の歳入歳出予算の総額は8億

499万1,000円となっております。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があれば、これを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） それでは、議案第35号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案の委員会付託

○議長（神通川清一君） 日程第15、議案の委員会付託を議題とします。

本日提出されました議案第29号から議案第35号までについては、お手元に配付の議案付託表のとおり各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり各委員会に付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（神通川清一君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了しました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会とします。

（午前10時22分）